

平成 30 年度 事務事業評価シート 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	03	01	06	134270	乳幼児医療費助成事業
総合計画	分野	暮らし			
	政策	2-6 健康づくりの推進			
	施策	2 母子保健の推進			
目的	経済負担の軽減				
対象	就学前の児童を持つ保護者				
意図	医療費を助成することにより、就学前の児童を持つ保護者の経済的負担が軽減され、児童の健康づくりが図られる。				
事業概要	…上記目的を実現するための事業手法を記載すること				
〇乳幼児医療費助成事業	花巻市独自に、県単独医療費助成に上乘せ給付をする。 対象者：出生の日から就学前までの児童 給付額：一部負担金相当額（自己負担なし） ※平成27年8月診療分より3歳以上就学前児童についても所得制限と自己負担を撤廃。 給付方法：医療費助成分を控除して窓口支払いする現物給付方式。				
【県基準】	所得制限：児童扶養手当の所得制限+80万円 給付額：1医療機関1月につき、入院5,000円、入院外1,500円を控除した額（受給者が3歳未満、監護者が市町村民税非課税者である場合は自己負担なし）				
市民参画の有無	【 対象外 】				
市民協働の形態	共催	実行委員会・協議会	事業協力・協定		
	後援・協賛	補助・助成	委託		
活動指標（上記「事業概要」に対応）	単位	区分	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(計画)
① 乳幼児医療費受給者証交付人数	人	計画	4,000	4,000	
		実績	4,150	4,082	
② 乳幼児医療費給付額	千円	計画	109,000	112,000	
		実績	111,392	106,297	
③		計画			
		実績			
成果指標（上記「意図」に対応）	単位	区分	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(計画)
①		目標			
		実績			
②		目標			
		実績			
③		目標			
		実績			
成果指標の達成度	目標値より高い		概ね目標値どおり		目標値より低い

成果指標の達成度の要因分析 (新規事業及び成果指標を変更した場合は、その成果指標を設定した考え方、目標値の根拠を記載)	
本事業は、疾病や負傷等により医療機関等を受診した際に生じる医療費の本人負担の全部又は一部を助成することにより、対象者の経済生活の安定を図ること目的とした事業であるが、そもそも給付事案の発生は偶然に大きく左右されるものであり、また、給付人数や給付額等の大小により事業成果を測ることは非常に困難であることから、成果指標による評価には馴染まない。	
目的妥当性	公共関与の妥当性 <input type="radio"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input type="radio"/> 妥当でない
有効性	成果の向上余地 <input type="checkbox"/> 向上余地がある <input type="radio"/> 向上余地がない
効率性	事業費・人件費の削減余地 <input type="checkbox"/> 事業費の削減余地がある <input type="checkbox"/> 人件費の削減余地がある <input type="radio"/> どちらも削減余地がない
公平性	受益と負担の適正化余地 <input type="checkbox"/> 受益機会の見直し余地がある <input type="checkbox"/> 費用負担の見直し余地がある <input type="radio"/> 適正である
総合評価 …上記評価結果の総括	
就学前の児童の健康づくりを図るため、円滑かつ確実に助成を実施していくことで、保護者の経済的負担を軽減する。	

平成 30 年度 事業説明資料 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	03	01	06	134270	乳幼児医療費助成事業

単位：千円

	29年度 決算額(A)	30年度 決算額(B)	31年度 現計予算額	決算額前年比 (B-A)
事業費	111,392	106,297		△ 5,095
財 源 内 訳	国・県	31,351	28,487	△ 2,864
	地方債			
	その他			
	一般財源	80,041	77,810	△ 2,231

※特定財源の内訳

- ・県支出金
(子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費助成事業補助金(補助率1/2))

事業期間	<input checked="" type="radio"/> 単年度繰返	<input type="radio"/> 期間限定	[平成 年度 ~ 平成 年度]
------	--	----------------------------	-----------------

部重点施策における目標
安心して出産し、親子が健やかに育っています。

事業開始の背景・経緯
岩手県の「子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費助成事業補助金交付要綱」が昭和48年10月1日から施行されたことにより、事業を開始し、現在に至っている。

事業概要
○乳幼児医療費助成事業
花巻市独自に、県単独医療費助成に上乘せ給付をする。
対象者：出生の日から就学前までの児童
給付額：一部負担金相当額(自己負担なし)
※平成27年8月診療分より3歳以上就学前児童についても所得制限と自己負担を撤廃。
給付方法：医療費助成成分を控除して窓口支払いする現物給付方式。

【県基準】
所得制限：児童扶養手当の所得制限+80万円
給付額：1医療機関1月につき、入院5,000円、入院外1,500円を控除した額(受給者が3歳未満、監護者が市町村民税非課税者である場合は自己負担なし)

意見・要望等の状況(市政懇談会や支所執務、議会答弁対応その他意見・提言等)

担当部署 部名 健康福祉部 課名 国保医療課 担当係長 佐藤 庸子 内線 533

(単位：千円)

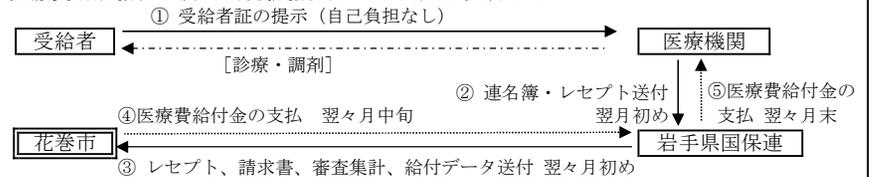
《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること。
【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】

乳幼児医療費助成事業

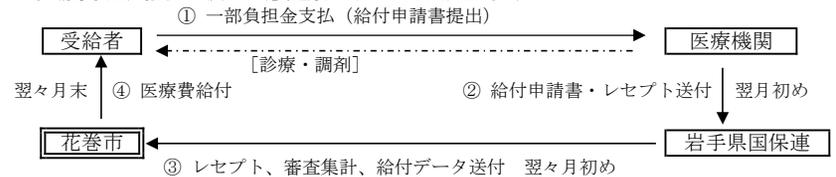
・医療費給付の状況(平成30年度)

	受給者数 (人)	給付件数 (件)	給付額 (円)
県単乳幼児	3,143	53,487	83,677,134
市単乳幼児	939	15,148	22,620,198
計	4,082	68,635	106,297,332

・医療費助成給付の流れ(現物給付) ※平成28年8月から



・医療費助成給付の流れ(償還払い) ※平成28年7月まで



平成 30 年度事業説明資料 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は行わないでください。

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	03	01	06	134270	乳幼児医療費助成事業

(単位：千円)

《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること 【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】

・医療費支給額内訳 (県所得制限内の受給者)

医療費給付額		県補助対象額		
入院外	市嵩上負担 1,500円	市負担額 1,500円を超えた1/2	県補助金 1,500円を超えた1/2	各保険者 高額療養費限度額を超えた額
入院	市嵩上負担 5,000円	市負担額 5,000円を超えた1/2	県補助金 5,000円を超えた1/2	各保険者 高額療養費限度額を超えた額

・医療費支給額内訳 (県所得制限超過の受給者)

医療費給付額		
入院外	市負担額	各保険者 高額療養費限度額を超えた額
入院	市負担額	各保険者 高額療養費限度額を超えた額

平成 30 年度 事務事業評価シート 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業コード	事業名	
一般	03	01	06	134280	妊産婦医療費助成事業	
総合計画	分野	暮らし				
	政策	2-6	健康づくりの推進			
	施策	2	母子保健の推進			
目的	経済的負担の軽減					
対象	妊産婦及びその配偶者等					
意図	医療費を助成することにより、妊産婦及びその配偶者等の経済的負担が軽減され、妊産婦の健康づくりが図られる。					
事業概要	…上記目的を実現するための事業手法を記載すること					
<p>○妊産婦医療費助成事業 花巻市独自で、県単独医療費助成に上乗せ給付をする。 対象者：妊娠5か月に達する月の初日から出産した翌月末までの者 給付額：1医療機関1月につき、入院2,500円、入院外750円を控除した額 (受給者及び監護者が市町村民税非課税者である場合は自己負担なし) 給付方法：医療費助成分を控除して窓口支払いする現物給付方式</p> <p>【県基準】 給付額：1医療機関1月につき、入院5,000円、入院外1,500円を控除した額 (受給者及び監護者が市町村民税非課税者である場合は自己負担なし)</p>						
市民参画の有無 [対象外]						
市民協働の形態		共催		実行委員会・協議会		
		後援・協賛		補助・助成		
活動指標 (上記「事業概要」に対応)		単位	区分	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(計画)
① 妊産婦医療費受給者証交付人数	人	計画		300	300	
		実績		277	235	
② 妊産婦医療費給付額	千円	計画		19,000	21,000	
		実績		17,079	17,772	
③		計画				
		実績				
成果指標 (上記「意図」に対応)		単位	区分	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(計画)
①		目標				
		実績				
②		目標				
		実績				
③		目標				
		実績				
成果指標の達成度	目標値より高い		概ね目標値どおり		目標値より低い	

成果指標の達成度の要因分析 (新規事業及び成果指標を変更した場合は、その成果指標を設定した考え方、目標値の根拠を記載)		
本事業は、疾病や負傷等により医療機関等を受診した際に生じる医療費の本人負担の全部又は一部を助成することにより、対象者の経済生活の安定を図ること目的とした事業であるが、そもそも給付事案の発生は偶然に大きく左右されるものであり、また、給付人数や給付額等の大小により事業成果を測ることは非常に困難であることから、成果指標による評価には馴染まない。		
目的 妥当性	公共関与の妥当性	少子化及び景気低迷の社会情勢にあつて、健康づくりを図るために、妊産婦の医療費を助成することは妥当である。
	<input type="radio"/> 妥当である	
	見直し余地がある <input type="radio"/> 妥当でない	
有効性	成果の向上余地	対象者の把握については庁内関係部署と連携を図って漏れなく把握している。給付額については県要綱より拡大して給付しており、現時点では向上の余地はない。また、平成28年8月より医療機関での窓口負担を軽減する「現物給付方式」を県内一斉に導入した。
	<input type="radio"/> 向上余地がある	
	<input type="radio"/> 向上余地がない	
効率性	事業費・人件費の削減余地	事業費は医療給付費であり、受給者の受診状況に応じた予算措置が必要である。医療費給付システムの活用、一部事務の外部委託、事務内容の見直し等を行っているが、毎月の給付を限られた期間内に正確に行うためには、現在の業務時間は削減できない。
	<input type="radio"/> 事業費の削減余地がある	
	人件費の削減余地がある <input type="radio"/> どちらも削減余地がない	
公平性	受益と負担の適正化余地	受給資格の認定や自己負担額について、県要綱に準じて市の規則で定めている。 少子化及び景気低迷の社会情勢にあつて、健康づくりのために妊産婦の医療費を助成することは妥当である。
	<input type="radio"/> 受益機会の見直し余地がある	
	費用負担の見直し余地がある <input type="radio"/> 適正である	
総合評価 …上記評価結果の総括		
妊産婦の健康づくりを図るため、円滑かつ確実に助成を実施していくことで、妊産婦及びその配偶者等の経済的負担を軽減する。		

平成 30 年度 事業説明資料 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業J-T	事業名
一般	03	01	06	134280	妊産婦医療費助成事業

単位：千円

		29年度 決算額(A)	30年度 決算額(B)	31年度 現計予算額	決算額前年比 (B-A)
事業費		17,079	17,772		693
財源内訳	国・県	6,778	7,078		300
	地方債				
	その他				
	一般財源	10,301	10,694		393

※特定財源の内訳

- ・県支出金
(子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費助成事業補助金 補助率1/2)

事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度繰返 <input type="checkbox"/> 期間限定	[平成 年度 ~ 平成 年度]
------	--	-----------------

部重点施策における目標

安心して出産し、親子が健やかに育っています。

事業開始の背景・経緯

岩手県の「子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費助成事業補助金交付要綱」が昭和48年10月1日から施行されたことにより、事業を開始し、現在に至っている。

事業概要

○妊産婦医療費助成事業

花巻市独自で、県単独医療費助成に上乗せ給付をする。
 対象者：妊娠5か月に達する月の初日から出産した翌月末までの者
 給付額：1医療機関1月につき、入院2,500円、入院外750円を控除した額
 (受給者及び監護者が市町村民税非課税者である場合は自己負担なし)
 給付方法：医療費助成成分を控除して窓口支払いする現物給付方式

【県基準】

給付額：1医療機関1月につき、入院5,000円、入院外1,500円を控除した額
 (受給者及び監護者が市町村民税非課税者である場合は自己負担なし)

意見・要望等の状況(市政懇談会や支所執務、議会答弁対応その他意見・提言等)

担当部署 部名 健康福祉部 課名 国保医療課 担当係長 佐藤 庸子 内線 533 (単位：千円)

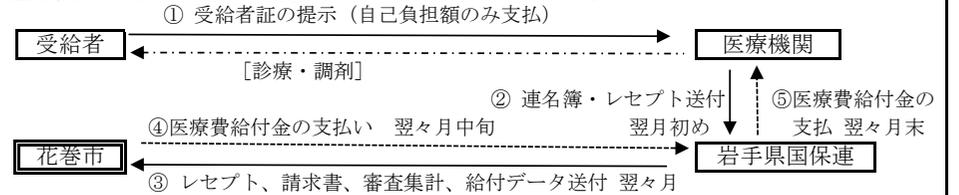
《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること。
 【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】

妊産婦医療費助成事業

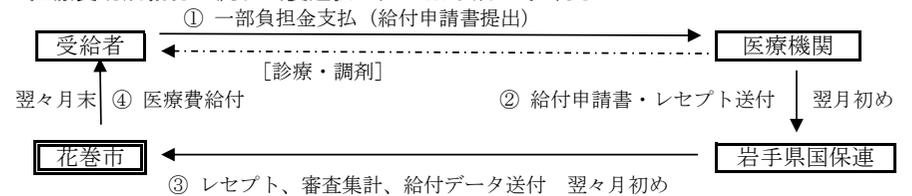
・医療費給付の状況(平成30年度)

	受給者数 (人)	給付件数 (件)	給付額 (円)
妊産婦	235	2,740	17,772,166

・医療費助成給付の流れ(現物給付) ※平成28年8月から



・医療費助成給付の流れ(償還払い) ※平成28年7月まで



・医療費支給額内訳

		医療費給付額			県補助対象額	
入院外	自己負担	市嵩上負担	市負担額	県補助金	各保険者 高額療養費限度額超過額	
	750円	750円	1,500円を超えた1/2	1,500円を超えた1/2		
入院	自己負担	市嵩上負担	市負担額	県補助金	各保険者 高額療養費限度額超過額	
	2,500円	2,500円	5,000円を超えた1/2	5,000円を超えた1/2		

平成 30 年度 事務事業評価シート 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業コード	事業名	
一般	03	02	01	134440	特定妊婦支援事業	
総合計画	分野	暮らし				
	政策	2-6 健康づくりの推進				
	施策	2 母子保健の推進				
目的	育児不安の軽減					
対象	支援が必要な妊婦					
意図	妊娠期から支援することにより安心して出産し、子育て不安の軽減を図る。					
事業概要 …上記目的を実現するための事業手法を記載すること						
○特定妊婦支援 817千円						
母子健康手帳交付時等に特定妊婦の把握を行い、必要な支援を行う。 ①妊産婦や家族の支援ニーズを踏まえた情報提供 ②複数のサービスを利用し、かつ継続的な支援を必要とする場合に関係機関と調整し必要な支援につなぐ。 ③必要に応じて定期的な支援						
市民参画の有無 【 対象外 】						
市民協働の形態		共催 後援・協賛	実行委員会・協議会 補助・助成	事業協力・協定 委託		
活動指標（上記「事業概要」に対応）		単位	区分	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(計画)
① 特定妊婦の訪問・相談件数	件		計画	100	80	/
			実績	67	76	
②			計画			/
			実績			
③			計画			/
			実績			
成果指標（上記「意図」に対応）		単位	区分	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(計画)
① 特定妊婦の訪問・相談件数	件		目標	100	80	/
			実績	67	76	
②			目標			/
			実績			
③			目標			/
			実績			
成果指標の達成度	目標値より高い		<input type="radio"/>	概ね目標値どおり		目標値より低い

成果指標の達成度の要因分析 (新規事業及び成果指標を変更した場合は、その成果指標を設定した考え方、目標値の根拠を記載)		
・H28年度より特定妊婦の認定要件を見直した為、認定者数は減少しているが、支援が必要な妊婦に対する支援件数は増加しており、支援の充実が図られている。		
目的妥当性	公共関与の妥当性 <input type="radio"/> 妥当である <input type="radio"/> 見直し余地がある <input type="radio"/> 妥当でない	厚生労働省の子ども・子育て支援事業に基づく事業のため。
有効性	成果の向上余地 <input type="radio"/> 向上余地がある <input type="radio"/> 向上余地がない	母子健康手帳交付時や出生届時に訪問の周知を行い出生後は電話連絡での訪問日の調整により訪問率の向上に努めているが、訪問指導による母親の育児不安の軽減のため更なる向上の余地がある。
効率性	事業費・人件費の削減余地 <input type="radio"/> 事業費の削減余地がある <input type="radio"/> 人件費の削減余地がある <input type="radio"/> どちらも削減余地がない	専門職である助産師、保健師の相談支援に係る賃金と、使用するパンフレット、訪問指導車の維持費等であり、削減の余地はない。
公平性	受益と負担の適正化余地 <input type="radio"/> 受益機会の見直し余地がある <input type="radio"/> 費用負担の見直し余地がある <input type="radio"/> 適正である	特定妊婦の認定基準により選定された、出産前から支援が必要な妊婦への支援であるため公平である。
総合評価 …上記評価結果の総括		
出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦を特定妊婦として位置づけ、妊娠期から支援を行っている。 平成28年度より特定妊婦の認定要件を見直したことにより認定件数は減少したが、支援が必要な妊婦に対しては、出産前から関わりをもち、訪問や電話相談、教室等での相談・支援を行うことで育児に対する不安の軽減が図られた。		

平成 30 年度 事業説明資料 【 事後評価 】

担当部署 部名 健康福祉部 課名 健康づくり課 担当係長 蟹澤 容子 内線 390

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	03	02	01	134440	特定妊婦支援事業

単位：千円

	29年度 決算額(A)	30年度 決算額(B)	31年度 現計予算額	決算額前年比 (B-A)
事業費	1,555	817		△ 738
財 源 内 訳	国・県	926	544	△ 382
	地方債			
	その他			
	一般財源	629	273	△ 356

※特定財源の内訳

- ・子ども・子育て支援交付金 国 (1/3) 272千円
- ・子ども・子育て支援補助金 県 (1/3) 272千円

事業期間	<input type="radio"/> 単年度繰返	期間限定	[平成 年度 ~ 平成 年度]
------	-----------------------------	------	-----------------

部重点施策における目標

安心して出産し、親子が健やかに育っています。

事業開始の背景・経緯

育児不安と子どもの心の発達の問題、児童虐待等で支援が必要なケースが、増えている。そこで妊娠期から出産後の養育支援が必要な妊婦を把握し、特定妊婦と位置づけ、出産後の支援体制を整える必要がある。

事業概要

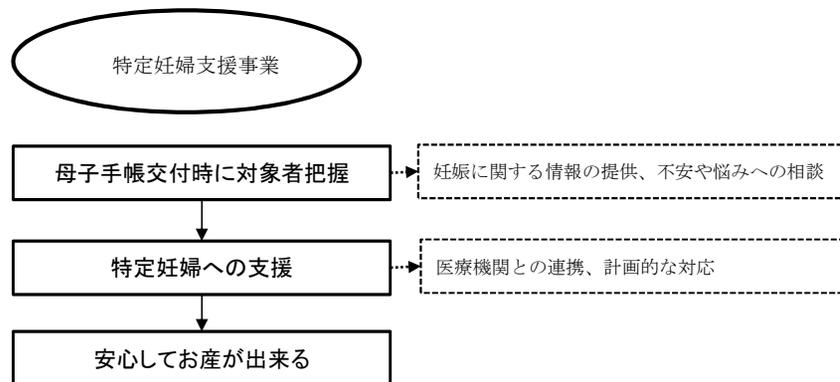
○特定妊婦支援 817千円

母子健康手帳交付時等に特定妊婦の把握を行い、必要な支援を行う。

- ①妊産婦や家族の支援ニーズを踏まえた情報提供
- ②複数のサービスを利用し、かつ継続的な支援を必要とする場合に関係機関と調整し必要な支援につなぐ。
- ③必要に応じて定期的な支援

意見・要望等の状況（市政懇談会や支所執務、議会答弁対応その他意見・提言等）

《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること。
【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】



■ 特定妊婦支援事業 817千円

内訳

- ・非常勤報酬(助産師・保健師等) 630千円
- ・需用費(燃料費等) 39千円
- ・自動車借上料(リース料) 148千円

特定妊婦支援実施

		平成30年度	
特定妊婦認定数(実)		39	人
支援実施数(延)		76	件
内訳	訪問相談	4	件
	来所相談	3	件
	電話相談	29	件
	パパママ教室	6	件
	医療機関との連携	18	件
その他		16	件

【特定妊婦】

特定妊婦とは、出産後の子どもの養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことをいう。

具体的には、若年・経済的問題・妊娠葛藤・母子健康保健手帳未発行・妊娠後期の妊娠届・妊婦健康診査未受診等・多胎・妊婦の心身不調等

平成 30 年度 事務事業評価シート 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業コード	事業名	
一般	04	01	02	144070	母子保健事業	
総合計画	分野	暮らし				
	政策	2-6	健康づくりの推進			
	施策	2	母子保健の推進			
目的	母子の健康保持					
対象	妊産婦及びその夫、各対象月齢の乳幼児、中学生					
意図	妊産婦の健康診査により疾病の早期発見・早期治療ができ、各種相談、教室で出産・育児の不安が軽減される。学童等が命や健康の大切さを知る。					
事業概要	…上記目的を実現するための事業手法を記載すること					
○妊産婦・乳幼児健康診査及び相談 79,964千円 妊婦一般健康診査の実施 健診回数14回 産後健康診査の実施 健診回数2回（産後2週、1か月） 乳児一般健康診査の実施（1か月児、4か月児、7か月児、10か月児、1歳6か月児、2歳児親子歯科、3歳児） 新生児聴覚検査 ○子育て世代包括支援センター事業 4,386千円 相談支援員2人を配置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談支援体制の構築 ○産前産後ケア業務委託 9,121千円 ○赤ちゃんふれあい体験 135千円 中学生と赤ちゃんのふれあい体験 9回/年						
市民参画の有無 [対象外]						
市民協働の形態		共催	実行委員会・協議会	事業協力・協定		
		後援・協賛	補助・助成	<input type="radio"/> 委託		
活動指標（上記「事業概要」に対応）		単位	区分	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(計画)
①	妊婦一般健康診査受診回数	回	計画	7,500	7,500	
			実績	6,834	6,005	
②	相談指導件数	人	計画	1,700	1,700	
			実績	1,688	1,659	
③			計画			
			実績			
成果指標（上記「意図」に対応）		単位	区分	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(計画)
①	3歳児健診における受診の割合	%	目標	100.0	100.0	
			実績	99.6	99.0	
②			目標			
			実績			
③			目標			
			実績			
成果指標の達成度	目標値より高い		<input type="radio"/>	概ね目標値どおり		目標値より低い

成果指標の達成度の要因分析 (新規事業及び成果指標を変更した場合は、その成果指標を設定した考え方、目標値の根拠を記載)		
乳幼児健診の最後である3歳児健診について、受診者に対して電話や訪問による受診勧奨を積極的に行ったことにより、概ね目標値どおりとなった。		
目的妥当性	公共関与の妥当性 <input type="radio"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input type="checkbox"/> 妥当でない	母子保健法に基づき実施している事業のため。
有効性	成果の向上余地 <input type="radio"/> 向上余地がある <input type="checkbox"/> 向上余地がない	健康な赤ちゃんを出産し安心して子育てできる環境づくりのため、各種健診や相談支援を強化する必要があることから相談の機会等工夫の余地がある。
効率性	事業費・人件費の削減余地 <input type="checkbox"/> 事業費の削減余地がある <input type="checkbox"/> 人件費の削減余地がある <input type="radio"/> どちらも削減余地がない	妊娠して母子健康手帳交付時から様々な機会を捉えて継続的に専門職により指導、支援が必要なことから人件費の削減はできない。
公平性	受益と負担の適正化余地 <input type="checkbox"/> 受益機会の見直し余地がある <input type="checkbox"/> 費用負担の見直し余地がある <input type="radio"/> 適正である	母子保健法に基づき実施している。対象者全員に周知しており受益機会は公平である。
総合評価 …上記評価結果の総括		
安心して健康な子どもを生き育てるため、妊産婦・乳幼児健診を行うとともに、妊娠期から子育て期までの支援を切れ目なく提供するために子育て世代包括支援センターを設置し、相談支援等を行っている。また、家庭や地域での孤立感の解消を図るための産前・産後サポート事業や退院直後の母子への心身のケアや育児の相談を行う産後ケア事業などを行うことで、より安心して子育てできる環境を整えており、利用者の満足度は高いものとなっている。		

平成 30 年度 事業説明資料 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業J-ド	事業名
一般	04	01	02	144070	母子保健事業

単位：千円

		29年度 決算額(A)	30年度 決算額(B)	31年度 現計予算額	決算額前年比 (B-A)
事業費		97,570	93,606		△ 3,964
財源内訳	国・県	7,979	8,905		926
	地方債				
	その他	8,300	3,133		△ 5,167
	一般財源	81,291	81,568		277

※特定財源の内訳

- ・子ども・子育て支援事業（子育て世代包括支援センター）国（1/3）1,461 県（1/3）1,461
- ・母子保健衛生費国庫補助金（産前産後ケア・産婦健診） 国（1/2）5,983
- ・イーハトーブ花巻応援寄附金 3,133

事業期間	○ 単年度繰返	期間限定	[平成 年度 ~ 平成 年度]
------	---------	------	-----------------

部重点施策における目標

安心して出産し、親子が健やかに育っています。

事業開始の背景・経緯

・児童福祉法等の改正で、母子保健法上「母子健康包括支援センター」として法定化（29年4月施行）された「子育て世代包括支援センター」は、国の少子化社会対策大綱等で概ね32年度末までの全国展開を目標に掲げている。

事業概要

- 妊産婦・乳幼児健康診査及び相談 79,964千円
妊婦一般健康診査の実施 健診回数14回
産後健康診査の実施 健診回数2回（産後2週、1か月）
乳児一般健康診査の実施（1か月児、4か月児、7か月児、10か月児、1歳6か月児、2歳児親子歯科、3歳児）
新生児聴覚検査
- 子育て世代包括支援センター事業 4,386千円
相談支援員2人を配置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談支援体制の構築
- 産前産後ケア業務委託 9,121千円
- 赤ちゃんふれあい体験 135千円
中学生と赤ちゃんのふれあい体験 9回/年

意見・要望等の状況（市政懇談会や支所執務、議会答弁対応その他意見・提言等）

担当部署 部名 健康福祉部 課名 健康づくり課 担当係長 蟹澤 容子 内線 390

(単位：千円)

《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること。
【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】

●母子保健事業

1. 妊産婦・乳幼児健康診査及び相談 79,964千円

(1) 母子保健法に基づき実施する乳幼児健康診査、妊婦一般健康診査等にかかる経費

- 報酬 非常勤保健師等 1,910千円
- 賃金 作業員賃金 3,293千円
- 報償費 医師等 8,602千円
- 需用費 消耗品、印刷製本費 1,076千円
- 役務費 手数料 136千円
- 委託料 妊婦一般健康診査等委託 64,449千円
(妊婦一般健康診査14回、産後健康診査2回、新生児聴覚検査)

(2) 母子保健法に基づき実施する妊婦一般健康診査等の健診について、里帰り等で県外の医療機関で受けた者に対する経費

- 負担金・補助金 健康診査費用補助金 498千円

2. 子育て世代包括支援センター事業 4,386千円

妊娠・出産・育児等に関する様々な相談に応じ、必要な情報提供や助言・保健指導を行い、関係機関との連絡調整等に対応するため、保健師等の専門職を配置し妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施する。

- 報酬 非常勤保健師等 4,386千円

3. 産前産後ケア業務委託 9,121千円

- 産後ケア事業
- 産前・産後サポート事業

4. 赤ちゃんふれあい体験 135千円

中学生と赤ちゃんのふれあい体験 9回

- 講師報償費 135千円

平成 30 年度 事務事業評価シート 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業コード	事業名	
一般	04	01	02	144080	養育医療費助成事業	
総合計画	分野	暮らし				
	政策	2-6 健康づくりの推進				
	施策	2 母子保健の推進				
目的	母子の健康保持					
対象	身体の発育が未熟なまま生まれ入院が必要な乳児					
意図	生後速やかに養育に必要な医療を受け、すこやかな成長を図り、経済的負担を軽減する。					
事業概要 …上記目的を実現するための事業手法を記載すること						
○養育医療給付 2,957千円 身体の発達が未熟なまま出産し、入院が必要な乳児に対して指定養育医療機関で養育に必要な医療給付を行うもの。(母子保健法第20条)						
市民参画の有無 【 対象外 】						
市民協働の形態		共催 後援・協賛	実行委員会・協議会 補助・助成	事業協力・協定 委託		
活動指標 (上記「事業概要」に対応)		単位	区分	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(計画)
①	養育医療申請者数	人	計画	17	17	
			実績	12	11	
②			計画			
			実績			
③			計画			
			実績			
成果指標 (上記「意図」に対応)		単位	区分	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(計画)
①			目標			
			実績			
②			目標			
			実績			
③			目標			
			実績			
成果指標の達成度	目標値より高い		概ね目標値どおり		目標値より低い	

成果指標の達成度の要因分析 (新規事業及び成果指標を変更した場合は、その成果指標を設定した考え方、目標値の根拠を記載)	
・妊娠中の母体や胎児の健康の確保を図るため、母子健康手帳交付時から妊婦一般健康診査(14回)の定期的受診や健康管理について理解を図るよう保健指導を行っており、順調な妊娠経過をたどり出産されている方が多く、養育医療費助成事業の申請者が減少している。	
目的妥当性	公共関与の妥当性 <input type="radio"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input type="radio"/> 妥当でない
有効性	成果の向上余地 <input type="radio"/> 向上余地がある <input type="checkbox"/> 向上余地がない
効率性	事業費・人件費の削減余地 <input type="checkbox"/> 事業費の削減余地がある <input type="checkbox"/> 人件費の削減余地がある <input type="radio"/> どちらも削減余地がない
公平性	受益と負担の適正化余地 <input type="checkbox"/> 受益機会の見直し余地がある <input type="checkbox"/> 費用負担の見直し余地がある <input type="radio"/> 適正である
総合評価 …上記評価結果の総括	
生後速やかに養育に必要な医療の給付を行うことにより、乳児のすこやかな成長を図り、保護者の経済的負担の軽減になる。	

平成 30 年度 事業説明資料 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	04	01	02	144080	養育医療費助成事業

単位：千円

	29年度 決算額(A)	30年度 決算額(B)	31年度 現計予算額	決算額前年比 (B-A)
事業費	3,281	2,957		△ 324
財 源 内 訳	国・県	1,910	1,828	△ 82
	地方債			
	その他	733	517	△ 216
	一般財源	638	612	△ 26

※特定財源の内訳

- ・養育医療自己負担金 517
- ・養育医療国県負担金 (国1/2 1,219 県1/4 609)

事業期間 単年度繰返 期間限定 [平成 年度 ~ 平成 年度]

部重点施策における目標
安心して出産し、親子が健やかに育っています。

事業開始の背景・経緯
・昭和40年8月の母子保健法施行により、母性並びに乳幼児の健康保持増進を図るための事業を実施している。平成25年度、権限移譲により身体の発達が未熟なまま出生し、入院が必要な乳児に対して医療給付を行う未熟児養育医療給付事業が開始となった。

事業概要
○養育医療給付 2,957千円
身体の発達が未熟なまま出生し、入院が必要な乳児に対して指定養育医療機関で養育に必要な医療給付を行うもの。(母子保健法第20条)

意見・要望等の状況(市政懇談会や支所執務、議会答弁対応その他意見・提言等)

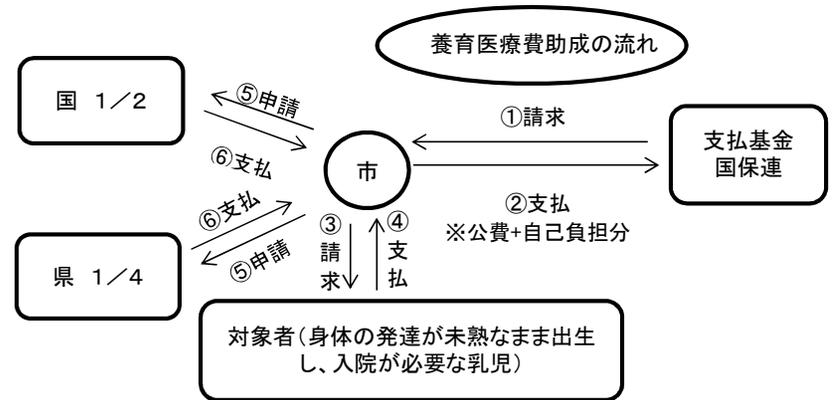
担当部署 部名 健康福祉部 課名 健康づくり課 担当係長 蟹澤 容子 内線 390

(単位：千円)

【事業手法の詳細】…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること。
【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】

● 養育医療給付 H30 2,957千円

未熟児養育医療とは、身体の発達が未熟なまま生まれ、入院が必要な乳児に対して指定養育医療機関で養育に必要な医療給付を行うものである。(母子保健法第20条)
なお、医療にかかる費用の窓口での自己負担はなく、市がいったん全額支弁する。その後所得に応じて費用を徴収する。徴収金を除く市の負担分については、国及び県より所定の割合に応じて負担金補助がある。



養育医療事業

(円)

	見込数	実人数	予算	歳入	決算	H31年度返還金
支弁額			10,000,000		2,955,311	
自己負担額			600,000	517,480	517,480	
※ 公費負担額			9,400,000		2,437,831	
国1/2			4,700,000	2,820,000	1,218,915	1,601,085
県1/4			2,350,000	2,350,000	609,457	1,740,543
市1/4	17	11	2,350,000		609,459	

※ 公費負担額(国・県・市)

平成 30 年度事業説明資料 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は行わないでください。

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	04	01	02	144080	養育医療費助成事業

(単位：千円)

《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること 【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】

■養育医療の対象者（母子保健法第6条第6項）

具体的な要件（厚生省児童家庭局長通知昭和62年7月児発668号）

- (ア) 出生時の体重が2,000グラム以下のもの
- (イ) 生活能力が特に薄弱であって次に掲げるいずれかの症状のもの

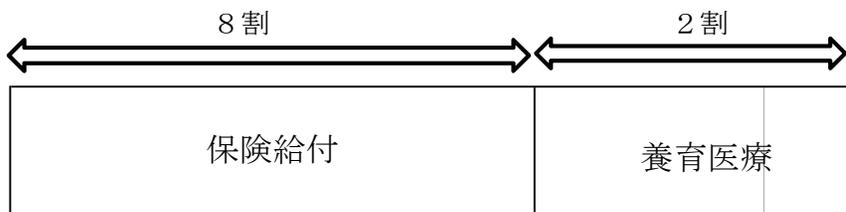
1 一般状態	(1) 運動不安、けいれんがあるもの (2) 運動が異常に少ないもの
2 体温	摂氏34度以下のもの
3 呼吸器循環器	(1) 強度のチアノーゼが持続するもの (2) チアノーゼ発作を繰り返すもの (3) 呼吸数が毎分50以上で増加傾向にあるもの (4) 呼吸数が毎分30以下のもの (5) 出血傾向が強いもの
4 消化器	(1) 生後24時間以上排便がないもの (2) 生後48時間以上おう吐が続くもの (3) 血性吐物、血性便のあるもの
5 黄だん	(1) 生後数時間以内に出現 (2) 異常に強い黄疸のあるもの

■徴収金の算出基準

- ・徴収金の算出にかかる対象者は生計を同一する未熟児の扶養義務者
- ・算出の対象となる所得税は前年分、市町村民税は当該年度分（1～6月診療分については所得税は前々年分、市町村民税は前年度分が対象）

世帯の階層区分		徴収金月額（円）
A	生活保護世帯等	0
B	A階層を除く市町村民税非課税世帯	2,600
C 1	A階層及びD階層を除く市 均等割額のみ賦課	5,400
C 2	町村民税課税世帯 所得割額賦課	7,900
D-1 ～	A階層からC階層を除く所得税課税世帯 所得税額が6,674,000円まで	10,800 ～
D-1 3		229,400
D-1 4	A階層からC階層を除く所得税課税世帯 所得税額が6,674,001円以上	全額

■養育医療給付の範囲



※給付額が高額療養費制度に該当する場合は、その限度額までを養育医療で給付する 所得に応じて徴収

公費負担割合
 国 1/2
 県 1/4
 市 1/4

平成 30 年度 事務事業評価シート 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業コード	事業名	
一般	04	01	02	144120	特定不妊治療費助成事業	
総合計画	分野	暮らし				
	政策	2-6	健康づくりの推進			
	施策	2	母子保健の推進			
目的	経済的負担の軽減					
対象	特定不妊治療を受ける夫婦で、岩手県の助成金の決定を受けている者					
意図	特定不妊治療を受ける方の経済的負担が軽減され、助成があることにより治療を受けやすい環境づくりが図られる。					
事業概要	…上記目的を実現するための事業手法を記載すること					
<ul style="list-style-type: none"> 花巻市不妊に悩む方への特定治療支援事業 特定不妊治療を受けた夫婦の経済的な負担を軽減するため、治療費の一部を助成する。 対象者 ・花巻市に住所を有する、法律上の婚姻をしている夫婦 ・岩手県不妊治療支援事業費助成金の交付決定を受けた者 助成額 ・1回の申請につき10万円を限度 (治療費から県助成金を控除した額の2分の1) 市民への周知 中部保健所にチラシを配備し、岩手県助成金の交付決定者に周知を図る。 						
市民参画の有無 [対象外]						
市民協働の形態		共催		実行委員会・協議会		
		後援・協賛		補助・助成		
				事業協力・協定		
				委託		
活動指標 (上記「事業概要」に対応)		単位	区分	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(計画)
①	特定不妊治療助成金交付件数	件	計画	100	100	
			実績	70	61	
②	特定不妊治療助成金交付額	千円	計画	10,000	10,000	
			実績	5,097	4,526	
③			計画			
			実績			
成果指標 (上記「意図」に対応)		単位	区分	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(計画)
①			目標			
			実績			
②			目標			
			実績			
③			目標			
			実績			
成果指標の達成度	目標値より高い		概ね目標値どおり		目標値より低い	

成果指標の達成度の要因分析 (新規事業及び成果指標を変更した場合は、その成果指標を設定した考え方、目標値の根拠を記載)		
本事業は、特定不妊治療を受けた夫婦の治療費の一部を助成することにより、対象者の経済生活の安定を図ること目的とした事業であるが、そもそも給付事案の発生は偶然に大きく左右されるものであり、また、給付人数や給付額等の大小により事業成果を測ることは非常に困難であることから、成果指標による評価には馴染まない。		
目的妥当性	公共関与の妥当性	新たな治療法の確立等により特定不妊治療による出産の可能性が高まっているが、経済的理由により治療を諦めざるを得ない場合も多い。少子化対策の一環として、経済的負担の軽減を図ることは妥当である。
	<input type="radio"/> 妥当である	
	見直し余地がある	
有効性	成果の向上余地	対象者の把握は、中部保健所と連携しチラシを配置するなどしており、漏れのないようにしている。
	<input type="radio"/> 向上余地がある	
	向上余地がない	
効率性	事業費・人件費の削減余地	事業費の大部分は治療費に対する助成であり、対象者の状況に応じた予算措置が必要である。県助成金の対象となった者への上乗せ助成であるため、最低限の事務量であり、また、プライベートな事柄であり外部委託にはなじまない。
	<input type="radio"/> 事業費の削減余地がある	
	人件費の削減余地がある	
公平性	受益と負担の適正化余地	県助成金が交付決定された者を対象としているものであり、受給資格や給付額については県要綱に準じて市の要綱を定めている。
	<input type="radio"/> 受益機会の見直し余地がある	
	費用負担の見直し余地がある	
<input type="radio"/> 適正である		
総合評価 …上記評価結果の総括		
円滑かつ確実に助成を実施することで、不妊に悩む方の特定治療に対する経済的負担を軽減する。		

平成 30 年度 事業説明資料 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業J-T	事業名
一般	04	01	02	144120	特定不妊治療費助成事業

単位：千円

		29年度 決算額(A)	30年度 決算額(B)	31年度 現計予算額	決算額前年比 (B-A)
事業費		5,115	4,543		△ 572
財源内訳	国・県				
	地方債				
	その他				
	一般財源	5,115	4,543		△ 572

※特定財源の内訳

なし

事業期間	<input type="radio"/> 単年度繰返	<input type="checkbox"/> 期間限定	[平成 年度 ~ 平成 年度]
------	-----------------------------	-------------------------------	-----------------

部重点施策における目標

安心して出産し、親子が健やかに育っています。

事業開始の背景・経緯

- 平成21年3月議会 県不妊治療助成金の上乗せ助成についての質問
- 平成22年6月議会 再度、質問。副市長答弁、「早々に内容を詰めて近いうちに提案したい」
- 平成22年9月補正予算議決後、4月にさかのぼり、10月より事業開始

事業概要

- 花巻市不妊に悩む方への特定治療支援事業
 特定不妊治療を受けた夫婦の経済的な負担を軽減するため、治療費の一部を助成する。
 対象者 ・花巻市に住所を有する、法律上の婚姻をしている夫婦
 ・岩手県不妊治療支援事業費助成金の交付決定を受けた者
 助成額 ・1回の申請につき10万円を限度
 (治療費から県助成金を控除した額の2分の1)
- 市民への周知
 中部保健所にチラシを配備し、岩手県助成金の交付決定者に周知を図る。

意見・要望等の状況(市政懇談会や支所執務、議会答弁対応その他意見・提言等)

担当部署 部名 健康福祉部 課名 国保医療課 担当係長 佐藤 庸子 内線 533

(単位：千円)

《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること。
 【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】

不妊に悩む方への特定治療支援事業

不妊治療への経済的負担を軽減するため、高額な医療費がかかる配偶者間の体外受精・顕微授精に要する費用の一部を助成する。また、国の制度見直しにより、平成28年4月1日から助成の対象範囲・回数が変わる。

年度	特定不妊治療への助成の対象範囲・回数				助成限度額	
	妻の 年齢	年間助成回数	通算助成回数	通算助成 期間	岩手県 ※1	花巻市 ※2
～H25	限度 なし	1年目 3回まで 2年目～2回まで	10回まで	5年	15万円/回	10万円/年度
H26・ 27 (一部 施行)	40歳 以上	1年目 3回まで 2年目 2回まで	H28年度以降は 3回まで	H28年度 以降は43 歳になる まで	15万円/回 (H28.1.20 ～30万円/初 回)	10万円/回
	40歳 未満	限度なし	6回まで		30万円/初回 15万円/回	
H28～	43歳 未満	限度なし	40歳未満：6回まで 43歳未満：3回まで			

※1 治療内容によっては7.5万円/回

※2 (治療費－県助成金) 1/2

・助成金交付のながれ

- 岩手県特定治療支援事業費助成金の交付決定
 ・中部保健所にチラシを配備し、周知。
- 花巻市に助成金の交付申請
 資格審査
 対象者 ・花巻市に住所を有する、法律上の婚姻をしている夫婦
 ・岩手県不妊治療支援事業費助成金の交付決定を受けた者
 助成額決定
 助成額 ・1回の申請につき10万円を限度
 (治療費から県助成金を控除した額の2分の1)
- 交付決定

・事業費の内訳(平成30年度)

(単位：円)

補助金(特定不妊治療助成金)	4,526,046
需用費(消耗品)	12,960
役務費(通知書等郵便料)	4,356
合計	4,543,362